

Arcstar Conferencing 電話会議サービス(A)利用規約

実施 平成 27 年 4 月 1 日

令和 2 年 3 月 3 1 日 現在

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

目次

第1章 総則

- 第1条 本規約の適用
- 第2条 本規約の変更
- 第2条の2 本規約の公表

第2章 契約

- 第3条 契約の申込
- 第4条 契約申込の承諾
- 第5条 契約者の名称等の変更
- 第6条 契約者の地位の承継
- 第7条 利用契約に基づく権利の譲渡等の禁止

第3章 サービス提供中止等

- 第8条 サービス提供の中止
- 第9条 サービス利用の停止
- 第10条 契約者が行う契約の解除
- 第11条 当社が行う契約の解除
- 第11条の2 PINコードの一時休止
- 第12条 サービス利用の制限
- 第13条 サービスによる通信の切断
- 第14条 サービスによる通信の通信時間の制限

第4章 料金等

- 第15条 料金等
- 第16条 税金
- 第17条 料金の支払いの義務
- 第18条 遅滞利息
- 第19条 消費税
- 第20条 端数処理

第5章 管理・保守・復旧等

- 第21条 当社の維持責任
- 第22条 利用端末設備の維持責任及び切分責任
- 第23条 番号情報の管理等
- 第24条 本サービスの利用に必要な回線の修理及び復旧

第6章 損害賠償

- 第25条 不具合に対する対応措置
- 第26条 責任の制限
- 第27条 不可抗力
- 第27条の2 免責

第7章 雑則

- 第28条 削除
- 第28条の2 本サービスの廃止
- 第29条 合意管轄裁判所
- 第30条 機密保持

第 31 条	個人情報の利用
第 31 条の 2	個人情報の取り扱い
第 32 条	信義誠実の原則
第 33 条	契約者に対する通知

附則

第1章 総則

第1条（本規約の適用）

当社は、Arcstar Conferencing電話会議サービス(A)利用規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、Arcstar Conferencing電話会議サービス(A)（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（本規約の変更）

当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、変更後の規約の内容及び効力発生時期を、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/>）上への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 変更後の規約の効力発生後、契約者が特段の申出なく本サービスを利用し、又は利用料金を支払ったとき、その他契約者が当該変更を特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、当社は、契約者がかかる変更に同意したものとみなします。この場合、特に断りのない限り、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

第2条の2（本規約の公表）

当社は、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/>）において、本規約を公表します。

第2章 契約

第3条（契約の申込）

本サービスの契約の申込をする利用者（以下「契約者」といいます。）は、当社所定の書面に必要事項を記載のうえ、当社に届け出ていただきます。

第4条（契約申込の承諾）

当社は、前条の規定により契約の申込を受け付けたときは、申込の順序に従って、必要な審査・手続等を経た後、当社所定の書面により申込を承諾するものとし、承諾した時点で契約（以下「利用契約」といいます。）が成立するものとします。但し、当社は、その契約の申込みを承諾せず、または承諾を延期することがあります。

2. 当社は、前1項の審査・手続等の際、申し込みをする契約者に対し、申込内容を証明するものの提示を求めることがあります。

第5条（契約者の名称等の変更）

契約者は、その氏名若しくは名称、住所若しくは所在地、または電話番号について変更があったときは、そのことを速やかに当社所定の書面に必要事項を記載のうえ、当社に届け出ていただきます。但し、当該書面が当社に到着するまでの期間、またはその変更があったにもかかわらず当社に届出がないときは、第8条（サービス提供の中止）第2項及び第9条（サービス利用の停止）第2項に規定する通知については、当社に届け出ている氏名若しくは名称、住所若しくは所在地宛に発送したことをもって、その通知を行ったものとみなします。

2. 前項の届出があったときは、当社は、その変更のあった事実を証明する書類を届け出ていただくことがあります。

第6条（契約者の地位の承継）

相続または法人の合併、会社分割、営業権の譲渡等により契約者の地位の承継があるときは、相続の場合は可能な限り速やかに、その他の場合には30日以上前に当社所定の書面を、これを証明するのに必要な書類を添えて当社に届け出ていただきます。2. 前項の場合（営業権の譲渡の場合を除きます。）に、地位を承継する者が2人以上あるときは、そのうち

1人を当社に対する代表者と定め、これを証明する書類を届け出ていただくことがあります。これを変更したときも同様とします。

3. 前項による地位の承継した者は、当該契約上の債務も承継するものとします。

4. 第2項の規定による代表者の届け出がない場合、第11条（当社が行う契約の解除）に基づき契約を解除します。但し、当該契約上の債務についてはその承継をする前の契約者に所在し、または当該契約者が存在しない場合には、承継者全員の連帯責任とします。

5. 当社はその地位の承継（営業権の譲渡の場合に限ります。）を承諾することが技術的に困難であるなど、当社の業務遂行上支障があるときは、その承継を承諾しないことがあります。その場合、承継予定日の前日に利用契約は終了するものとします。

第7条（利用契約に基づく権利の譲渡等の禁止）

契約者が利用契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、譲渡（第6条（契約者の地位の承継）に規定する営業権の譲渡に伴うものを除く）、転貸（不特定多数の利用を含む）担保提供等、一切処分できないものとします。

第3章 サービス提供中止等

第8条（サービス提供の中止）

当社は、次の掲げる各号に該当するときは、本サービスの提供を中止することがあります。

(1) 本サービスの提供に必要な電気通信設備その他これに類するものの保守または工事のためやむを得ないとき。

(2) 本サービスの提供に必要な電気通信設備その他これに類するものに障害がありやむを得ないとき。

(3) その他やむを得ない事情があったとき。

2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、契約者に対し、あらかじめそのことを電話または書面にて通知します。但し、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第9条（サービス利用の停止）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する行為があったときは、本サービスの提供を停止することがあります。

(1) 当社が他の契約者に対して提供する本サービスを直接または間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様において本サービスを利用したとき。

(2) 当社若しくは第三者の名誉、信用、プライバシー等の人格的利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。

(3) 当社若しくは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為

(4) 当社若しくは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為

(5) 犯罪行為若しくは犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為、またはそれらのおそれのある行為

(6) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、またはそのおそれのある行為

(7) 公職選挙法に違反する行為、またはそのおそれのある行為

(8) 当社の本サービスの提供を妨害する行為、またはそのおそれのある行為

(9) お客様ID、会議用電話番号、パスコード、ユーザーID、ユーザーパスワード、予約用ID番号、予約用パスコード等を不正に使用する行為

(10) その他、第三者の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法または態様において本サービスを利用する行為

(11) 当社に対する届け出内容に虚偽があったとき

- (12) その他、当社が不適切と判断するとき
 - (13) コンピュータウイルス等第三者の業務を妨害するまたはそのおそれがあるコンピュータプログラムを本サービスを利用して使用したり、第三者に提供する行為
 - (14) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律が規定する映像送信型性風俗特殊営業、またはそれに類似する行為
 - (15) 利用契約上の債務の支払い期日を経過してもなお、支払わないとき
 - (16) 前各号に掲げる事項の他、本規約の規定に違反する行為で当社の業務遂行または設備に支障をきたす行為
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、契約者に対し、あらかじめそのことを電話または書面にてお知らせします。但し、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第10条（契約者が行う契約の解除）

契約者は、契約を解除しようとするときは、30 日前までに当社所定の書面に必要事項を記載のうえ、当社に届け出ていただきます。

第11条（当社が行う契約の解除）

当社は、次に掲げる各号の事由があるときは、催告なしに本サービスを停止し、または利用契約を解除することができるものとします。契約解除は契約者に対する損害賠償請求を妨げるものではありません。

- (1) 契約者が本規約の条項に違反したとき。
- (2) 契約者に本サービスを提供することが、法律上または行政指導により禁止されたとき。
- (3) 契約者が差押、仮差押、仮処分その他の執行を受けたとき。
- (4) 契約者が公租公課について、滞納処分を受けたとき。
- (5) 契約者が破産・特別清算・民事再生手続若しくは会社更生手続開始の申立を受けたとき、または自らこのいずれかを申し立てたとき。
- (6) 契約者が料金の支払いを停止し、若しくは自ら振出し、当社が引受けた手形及び小切手が不渡り処分になる等、料金の支払い不能な状況になったとき、またはそのような状況にあると当社が認めたとき。
- (7) その利用契約に係るPINコードの数が0 になったことを当社が知ったとき。
- (8) 各号のほか、契約者の経営状態が悪化し、またはそのおそれがあると認めるべき事由が発生したとき。

（PIN コードの一時休止）

第 11 条の 2 当社は、契約者から請求があったときは、PIN コードの一時休止（その PIN コードについて他に転用すること及びその PIN コードに係るデータを削除することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

- 2 前項に規定する PIN コードの一時休止については、1 年を限度として行います。この場合において、PIN コードの一時休止を開始した日から 1 年を経過した場合（その PIN コードの一時休止の解除があったときを除きます。）、PIN コードの一時休止を開始した日から 1 年後の日において、その PIN コードについて廃止の請求があったものとして取り扱います。

第12条（サービス利用の制限）

当社は、電気通信事業法第 8 条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に提供している本サービス（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外の本サービスの利用を中止する措置（特定の地域における本サービスの利用を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

機 関 名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 警察機関 防衛機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信の確保に直接関係がある機関 電力の供給に直接関係がある機関 ガスの供給に直接関係がある機関 水道の供給に直接関係がある機関 選挙管理機関 新聞社、放送事業者及び通信社の機関 預貯金業務を行う金融機関 国または地方公共団体の機関

2 当社は当社の電気通信設備（これに附属する設備を含みます。）を不正アクセス行為から防御するために必要な場合には、本サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

第13 条（サービスによる通信の切断）

当社は、次に掲げる各号に該当する場合は、本サービスによる通信を切断することがあります。

- (1)前第12 条（サービス利用の制限）に該当する非常扱いの通信の取扱上必要があるとき。（切断の対象となる通信が、非常扱いの通信でない場合に限りません。）
- (2)前号に掲げる事項のほか、この規約の規定に違反する行為で当社の業務の遂行若しくは当社の設備に支障を及ぼしたまたは及ぼすおそれのある行為をしたとき。

第14 条（サービスによる通信の通信時間の制限）

当社は、前第13 条（サービスによる通信の切断）に規定する場合、及びその他通信が著しく輻輳するときは、サービス利用の通信時間または特定の地域の本サービスの利用を制限することがあります。

第4章 料金等

第15 条（料金等）

本サービスの料金については、当社と契約者で別途合意するところによります。（以下この合意した額を「料金等」といいます。）

2. 料金等には本サービスの提供をうけるための利用端末設備に関する費用は含まれておりません。

第16 条（税金）

前条の料金等に加え、本規約による利用契約の締結またはこれらの履行につき税金が課せられるときは、当社がその種類を明示して、契約者に請求したときに限り、契約者の負担とします。

第17 条（料金の支払いの義務）

当社は契約者に対し、本サービスの料金等を毎月末締めにて計算した額を請求し、契約者

は、当社の口座振替事前通知書または当社の請求書において指定する期日及び方法によりその料金を支払うものとします。振込手数料については契約者の負担とします。また、当社が必要と認めるときは、契約者に対し、随時に請求することがあります。

第18条（遅滞利息）

契約者が料金等その他債務（遅滞利息は除く）について、支払期日を経過してもなお支払わない場合、契約者は支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算された額を、遅滞利息として当社が指定する期日までに支払うものとします。

第19条（消費税）

契約者が当社に対し本サービスに係る料金等を支払う場合において消費税法（昭和63年法律第108条）及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該料金等を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

第20条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。但し、アルカディン・ジャパン株式会社が請求代行を実施する場合は、その端数を四捨五入します。

第5章 管理・保守・復旧等

第21条（当社の維持責任）

当社は、本サービスの提供において必要な設備を管理維持します。

第22条（利用端末設備の維持責任及び切分責任）

利用端末設備については、契約者がその責任において保守、管理し、またこれらに係る電話加入契約等を維持するなどして、利用可能な状態にさせていただきます。

2. 契約者が利用端末設備を維持、保守、管理できなかったことにより本サービスの利用を受けられなかった場合、当社はそのことによって責任を負わず、また料金その他の債権に影響を与えないものとします。

3. 契約者は、利用端末設備の故障等が原因で発生した損害（当社及び当社以外の第三者に発生した損害を含みます）を負担していただきます。また、契約者は、これらに関する負担について当社を免責し、当社及び当社以外の第三者に発生した損害について補償していただきます。

第23条（番号情報の管理等）

本サービスの利用において当社で設定し、契約者に対し通知するお客様ID番号、会議用電話番号、PINコード等、その他本サービスの利用上必要な情報（以下これらを併せ「番号情報」といいます。）の管理は、契約者がその責任においてなすものとします。

2. 契約者は、第三者が番号情報を契約者に無断で使用する等の番号情報の不正使用により発生した損害（契約者、当社またはその他の第三者に生じた損害をいいます。）について負担していただきます。また、契約者は、これらに関する負担について当社を免責し、当社及び当社以外の第三者に発生した損害について補償していただきます。

第24条（本サービスの利用に必要な回線の修理及び復旧）

当社は、本サービスの提供において利用する回線に障害が発生した場合、または当該回線が滅失した場合、当社が提供する回線については、当社がその回線の修理又は復旧に努め、他の電気通信事業者が提供する回線については、その電気通信事業者に対し修理または復

旧を指示します。

第6章 損害賠償

第25条（不具合に対する対応措置）

当社及び契約者は、本サービスに関し、何らかの不具合を発見したときはただちに相手方に電話等により通知し、両者協議の上、対応措置を決定した上でそれを実施するものとします。

第26条（責任の制限）

当社は、契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、その事由の如何によらず、責任を負わないものとします。

第27条（不可抗力）

当社は、天災事変等当社の支配できない原因による本規約上の義務の不履行については、責任を負わないものとします。

第27条の2（免責）

本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第7章 雑則

第28条 削除

第28条の2（本サービスの廃止）

当社は、本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2 前項の規定による本サービスの全部又は一部の廃止があったときは、その本サービスの全部又は一部に係る契約は解除します。

3 当社は、本サービスの全部又は一部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

4 当社は、第1項の規定により本サービスを廃止するときは、そのことを相当な期間において、あらかじめ契約者に通知します。

第29条（合意管轄裁判所）

契約者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合には、当社本社所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とするものとします。

第30条（機密保持）

当社及び契約者の双方は、利用契約の履行に際し知り得た相手方の業務上の機密（通信の秘密を含みます）を遵守するものとし、そのために必要な設備の設置・運用及び要員の管理方法の確立に格別の対策を講じるものとします。また、契約者は、本サービスの料金等及びその他の提供条件についても、秘密として保持するものとします。

第31条（個人情報の利用）

契約者は利用者（会議参加者）から、当社が提供する会議サービスに参加した場合、当社サービスの会議実施状況通知サービスやQ & Aサービス等において、当社が利用者（会議

参加者)の個人情報(氏名・電話番号等)を、本サービスによる会議の開始、進行、終了を決定する責任、権限を有する契約者または契約者が指定した法人若しくは個人に開示し、本サービスの提供のために利用することに対する事前の同意を取りつけるものとします。

第31条の2 (個人情報の取り扱い)

当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、当社のプライバシーポリシー (<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>) に定めるところによります。

第32条 (信義誠実の原則)

契約者と当社は、互いに協力し、信義を守り、誠実に本規約を履行するものとします。また本規約に関して疑義が生じた場合には、当事者双方が信義誠実の原則に従って協議するものとします。

第33条 (契約者に対する通知)

契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

(1) 当社のWebサイトに掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。

(2) 契約者が利用契約の申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又はFAX番号宛にFAXを送信して行います。この場合は、当社が送信した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。

(3) 契約者が利用契約の申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、当社が発送した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。

(4) 当社が契約者に対し、対面にて又は電話を用いて口頭で伝えます。この場合は、その口頭で伝えた時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。

(5) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。

付 則(平成27年 3 月31日 VVサ第400868号)

(実施期日)

1 この規約は、平成27年 4 月 1 日より実施します。

(経過措置)

2 この規約実施の際現にアルカディン・ジャパン株式会社がアルカディンサービス契約約款の規定及び同社所定の書面（以下、旧申込書といいます。）に定める内容により締結している次表の左欄の契約（その契約に係る契約者から特段の申出があった場合を除きます。）は、この規約実施の日（平成 27 年 9 月 30 日を期限としてその契約者と当社とで別に合意した日がある場合は、その日）において、それぞれこの規約の規定及び旧申込書に定める内容により当社が締結した同表の右欄の契約に移行したものとします。この場合において、同表の左欄の契約に係る料金その他の提供条件については、同表の右欄の契約におけるそれに相当するものを適用するものとし、旧申込書におけるアルカディン・ジャパン株式会社の地位は当社が承継したものとみなします。

アルカディンサービス契約	Arcstar Conferencing 電話会議サービス (A) 契約
ArkadinAnytime ArkadinAnywhere	Arcstar Conferencing 電話会議サービス (A)

3 この規約実施前に支払いまたは支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

4 この規約実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則（平成29年 8 月 3 日 VVサ第00224390号）

この改正規定は、平成29年 8 月 7 日から実施します。

附 則（令和 2 年 3 月18日 VVサ第00621078号）

この改正規定は、令和 2 年 3 月31日から実施します。ただし、第28条の 2（本サービスの廃止）及び第33条（契約者に対する通知）の規定は、令和 2 年 5 月 1 日から実施します。